

9月は動物愛護月間です！

9月18日から9月24日を動物愛護週間とし、動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めることを目的として定めています。これを拡大し、テーマを「人と動物が共生する地域社会の実現」として9月を動物愛護月間としています。

近年、ペットは心の安らぎをもたらす、家族の一員とされ、重要な存在となっています。その一方で、さまざまな苦情や問題が増加しています。

これらの問題は、近隣トラブルとして裁判にまで発展しているケースもあるほどです。ペットとの楽しい生活の中でご近所さんからペットが嫌われないよう、飼い主の皆さんが飼育ルールやマナーを守ることが、周囲に愛されるペットになる為の第一歩です。



犬の飼い方・マナー

< 飼い犬の放し飼い禁止 >

- ・放し飼いは県条例で禁止されています。
- ・散歩の時は必ずリードをつけましょう。
- ・屋外で飼う場合、安全な場所に鎖で繋ぐか囲いの中で飼いましょう。

< 飼い主の義務 >

- ・愛犬の排泄物の始末は飼い主の義務です。散歩の時の糞は必ず持ち帰り、尿には水をかけて綺麗にしましょう。
- ・飼育場所の周辺は常に清潔にして、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。

< 管理飼育 >

- ・犬の無駄吠えは近隣の生活リズムを崩すなど精神的な苦痛を与える可能性があります。無駄吠えをしないよう訓練やしつけをきちんとしましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射

犬の登録は生涯1度、狂犬病予防注射は年1回行い、注射済票の交付を受けることが義務付けられています。また、飼い主や住所の変更をした場合も届出が義務付けられています。

次の動物病院では狂犬病予防注射と同時に狂犬病予防注射済票の交付ができます。

可能な動物病院

名称	住所	電話番号
もえぎの動物病院	利根町奥山 643-1	68-8238
わかくさ動物病院	利根町横須賀 655	68-7939
竜ヶ崎中央獣医科病院	龍ヶ崎市馴柴 3-785-2	64-3288

猫の飼い方・マナー

猫は室内で飼いましょう

最近、猫を飼う人が増加しています。それに伴い、**猫が原因の苦情が多く寄せられています。**

屋内飼養の推進

飼い猫が交通事故や迷子になるおそれなくなるほか、他の猫とのケンカによる感染症の危険がなく、安全で健康に暮らせることから、茨城県の条例で飼い主の努力義務として飼い猫の屋内飼養を規定しています。猫を大切にされている方なら室内で飼いましょう。

< 所有者の明示 >

- ・迷子猫を増やさないために、自分の飼い猫に連絡先のわかる首輪や迷子札をつけましょう。

< 不妊去勢 >

- ・不妊、去勢手術をしましょう。猫はとても繁殖力の強い動物です。望まない不幸な命を生み出さないことや、病気の予防・性格の緩和にもなります。
- ※飼養頭数が10頭を超えた場合、県指導センターに届け出が必要です。

< 終生飼養 >

- ・飼い猫の寿命の平均は15年程度といわれています。責任をもって最後まで飼いましょう。

飼い主のいない猫について

むやみに餌をあげないで

野良猫をかわいそうと思う気持ちは人として当然ある感情です。しかし、単に餌を与える行為は、さらなるかわいそうな猫を増やす行為になります。

野良猫であっても餌を与えたら、与えた方が飼い主と見なされます。本当に猫のことを思うなら、責任と自覚をもって自分の猫として、自分の家で、最後まで愛情を持って世話をしてください。それができないのなら、**野良猫に餌を上げる行為は絶対にやめましょう。**

霞ヶ浦流域の小規模事業所に係る規制強化について

県民の希少な水源である霞ヶ浦の水をきれいにするため、県などでは、生活排水対策などさまざまな取り組みを進めてきましたが、近年は水質改善があまり進まず、その指標であるCOD（※1）も横ばい傾向になっています。

そこで、県では、茨城県霞ヶ浦水質保全条例などの一部を改正し、令和3年4月1日から排水規制を強化します。霞ヶ浦流域で事業を営む皆さんに、排水処理を徹底していただくことなどにより、霞ヶ浦のさらなる水質改善を目指します。きれいな霞ヶ浦を、私たちの力で取り戻しましょう。

※1 湖沼の汚濁の程度を表す数値

●排水基準を守りましょう

平成19年から、霞ヶ浦流域の飲食店やコンビニなど全ての事業所が守るべきBOD（※2）や窒素、りんなどの排水基準が、茨城県霞ヶ浦水質保全条例により定められています。

	BOD	浮遊物質	窒素	りん
日間平均	20mg/L	30mg/L	—	—
最大	25mg/L	40mg/L	45mg/L	6mg/L

※2 河川の汚濁の程度を表す数値

●改善対策をしたい事業者への支援を行っています

◆茨城県環境保全施設資金融資制度◆
排水処理施設の整備などに対しては、融資制度があります。また、利子相当額を補給（実質無利子の融資）する制度もありますので、ぜひご利用してください。

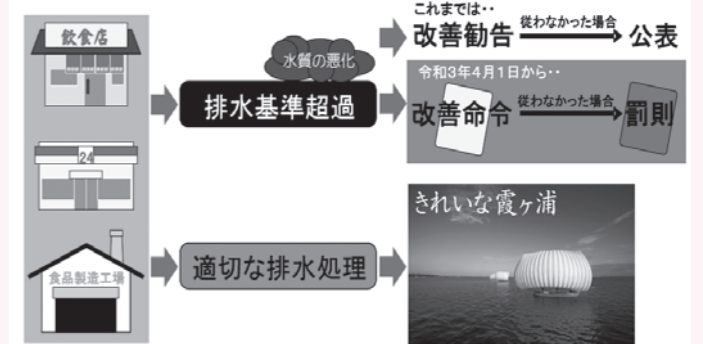
◆店舗によっては補助が受けられます◆

店舗兼住宅で高度処理型浄化槽の設置を検討されている事業者には、要件により補助を受けられる場合があります。詳しくは、役場環境対策課へご相談ください。

●令和3年4月1日から

命令違反には罰則が適用されます

これまでは、排水基準を超過した場合、勧告などで規制してきましたが、令和3年4月1日からは、改善命令や排水一時停止命令が発出され、命令に従わなかった場合は罰則が適用されます。



【問い合わせ先】

- ①茨城県県民生活環境部環境対策課 ☎029-301-2966
- ②県南県民センター環境・保安課 ☎029-822-7048
- ③役場環境対策課 環境衛生係 ☎0297-68-2211 (内線244)

身近なみどり整備推進事業について

森林湖沼環境税を活用した「身近なみどり整備推進事業」により、令和元年度に利根町押戸・奥山地区にある利根町鎌倉街道の整備を実施しました。

街道内に陽が差し込み、見通しが良くなるように密生した雑草や雑木の除去および間伐、枝打ちなどの森林整備を行いました。

今後は地域の住民の皆さまの憩いの場や散策の場としての活用が期待されます。

また、お近くに手入れが必要な平地林や里山林などがございましたら、役場経済課までご相談ください。



整備前



整備後

対象条件

- ・民有林または事業実施後に森林となることが確実な区域であって、地域の環境保全に寄与する区域
- ・市町村と森林所有者などにおいて、10年間の森林の転用禁止などを定めた森林保全管理協定が締結されることが確実な区域
- ・整備後は、森林所有者などが森林を適正に維持管理することなど

整備内容

- ・植栽、刈払い、整理伐、枝打ちなどの森林整備

整備の例

- ・平地林・里山林の整理伐などの整備
- ・通学路など道路沿いの森林整備
- ・森林に侵入する竹の駆除など